

平成23年5月24日

大臣官房人事課 人事調査官 伊東

(電話) 03(5253)1111(内7081)

(電話) 03(3595)2010(直通)

「イレッサ訴訟問題検証チーム調査報告書」 を踏まえた対応について

今般、イレッサ訴訟における東京・大阪両地方裁判所の和解勧告に関し、イレッサ訴訟問題検証チームから報告があった。

報告によると、厚生労働省職員が、自ら作成した声明文案を学会等に提供して見解の表明を要請するという、過剰なサービスを行ったこと等が判明した。

このことは、社会に対する厚生労働省の信用を失墜させたと認められるため、関係職員について矯正措置を行った。

1. 措置年月日

平成23年5月24日(火)

2. 矯正措置の内容

(1) 訓告(4名)

局長

審議官

室長以下(2名)

(2) 厳重注意(文書)(4名)

事務次官

課長(3名)